

## 那覇市エクスカーショ実施支援補助金交付要綱

令和8年3月30日  
(経済観光部長決裁)

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、那覇市エクスカーショ実施支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 市長は、那覇市内で開催されるミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション主催者のエクスカーショ実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (交付の目的)

- 第2条 市長は、那覇市内で開催されるミーティング・インセンティブトラベル・コンベンションに係るエクスカーショ実施に要する経費に対し、補助金を交付することにより、那覇市内の宿泊者数増加や参加者の満足度向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) ミーティング(M)とは、企業が開催する会議、セミナー等。
  - (2) インセンティブトラベル(I)とは、企業等が主催する報奨、研修、社員慰労及び招待旅行等、及びそれに準ずる旅行を指す。また、行程に参加者の公式日程と位置付けられる社内イベント(講演会、表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等)の要素を含むもの。
  - (3) コンベンション(C)とは、学術会議、国内外の学会・協会・団体が主催する各種会議。
  - (4) 参加者とは、前各号に掲げる会議等への現地参加者を指し、オンライン参加者・外部委託による運営事務局・ツアー添乗員等を含まないものとする。
  - (5) エクスカーショとは、ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンションに伴い、その主催者又は主催者から委託を受けた者が企画し実施する、沖縄の文化、社会、自然、歴史等を体験するコンテンツを含む観光、視察等をいう。

### (交付の対象及び経費区分)

- 第4条 補助金の交付の対象となるエクスカーショは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) ミーティング及びインセンティブトラベル  
次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
    - ア エクスカーショ前後におけるミーティング・インセンティブトラベルの沖縄県外参加者の市内延べ宿泊が90人泊以上であること。
    - イ エクスカーショのために那覇市内を1施設以上訪問すること。

ウ エクスカーション参加者が合計 30 名以上であること。なお、複数コースを設定した場合においては、それらの合計人数を対象とする。

エ 実施の時期が、1 月、4 月、5 月、6 月、又は 12 月のいずれかの月が含まれること。

(2) コンベンション

次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 沖縄県外参加者が 100 名以上であり、かつ、公式日程の会議、懇親会等の会場が那覇市内で開催されるもの。

イ エクスカーションのために那覇市内を 1 施設以上訪問すること。

ウ エクスカーション参加者が合計 30 名以上であること。なお、複数コースを設定した場合においては、それらの合計人数を対象とする。

エ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 学術的、技術的な研究発表を目的とした会議に係るエクスカーションであること。

(イ) 学術的、技術的な研究発表を目的とした会議以外の会議に係るエクスカーションであって、その実施期間に 1 月、4 月、5 月、6 月、又は 12 月のいずれかの月が含まれること。

2 前項において、沖縄県外参加者とは海外参加者を含むものとする。

3 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおり。

(補助金交付対象者)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、第 4 条に定める補助金の交付対象となるエクスカーション等の主催者、または、主催者から委任を受けた者とする。

(補助対象からの除外)

第 5 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、この補助金の対象としない。

(1) 国、地方公共団体その他団体から、補助対象経費について、本補助金と同種の補助金その他これに類する財政的支援(以下「他補助金等」という。)の交付決定を既に受けている場合。

(2) 他補助金等の交付決定を今後受ける予定であり、かつ、本補助金と重複して補助対象経費に充当されると認められる場合。

(3) 主催者が国・地方公共団体及びそれに準ずる団体である場合。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付を受けようとする事業の補助対象経費と、他補助金等の交付対象経費が明確に区分できる場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第 6 条 申請者は、那覇市エクスカーション実施支援補助金交付申請書(第 1 号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書(第 1 号様式の 2)

(2) 収支予算書(第 1 号様式の 3)

(3) 債権者登録申請書兼口座振替依頼書

(4) 振込先口座情報(金融機関名・口座番号・口座名義)が分かる書類

(5) 参加者名簿

次に掲げる事項を記載すること。

ア 参加者の氏名と、海外参加者は出発地または所在地の国名、沖縄県外参加者は出発地または所在地の都道府県名の2点の記載が必須

イ ミーティング・インセンティブトラベルについては、アに加えて宿泊施設と宿泊日数を記載すること

(6) 主催者から委任を受けた者が申請を行う場合にあっては、委任状(第1号様式の4)及び当該エクスカージョンの企画及び運営に係る委託契約書等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、当該申請者(以下、「支援対象者」という)にその旨を那覇市エクスカージョン実施支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、支援を決定する場合において、支援の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

3 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、那覇市エクスカージョン実施支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

4 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ那覇市エクスカージョン実施支援補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出すること。

5 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ那覇市エクスカージョン実施支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を市長に提出すること。

(申請の取下げ)

第8条 支援対象者は、交付規則第8条に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、那覇市エクスカージョン実施支援補助金交付申請取下げ書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 支援対象者は、エクスカージョン実施が完了後速やかに、那覇市エクスカージョン実施支援補助金実績報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出

しなければならない。

- (1) 実績報告書(第7号様式の2)
- (2) エクスカーション収支決算書(第7号様式の3)
- (3) 市内延べ宿泊人数が分かる資料(宿泊証明書または任意様式)
- (4) 補助対象経費を証する領収書の写し等
- (5) エクスカーション実施時の写真など実施状況が分かる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付額は、補助金交付決定額を上限とする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市エクスカーション実施支援補助金確定通知書(第8号様式)により通知する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第8条第1項第2号のエクスカーション実施の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づき市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金をエクスカーション実施以外の用途に使用した場合
- (3) エクスカーション実施に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、次に掲げる経費については、この限りでない。

- (1) 交付規則第10条に規定する経費
- (2) 申請日より前に既に支出した経費のうち、第6条、第7条第4項又は第7条第5項の規定に基づき支出されたものであって、市長が特に必要と認めるもの
- (3) その他市長が特に必要と認め、かつ、当該補助事業に係る債務が確定している経費

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、交付規則第18条第1項に基づき計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、交付規則第18条第4項に基づき、延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

第12条 支援対象者は、エクスカーション実施に要する経費について、その支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともにエクスカーション実施を完了した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則(令和 8 年 3 月 30 日経済観光部長決裁)  
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

交付の対象となる経費区分		補助率等
輸送費	車両借り上げ料	補助上限額： 1 催事につき 20 万円  補助率： 補助対象経費の 2 分の 1 以内
交通費	公共交通機関の利用料など	
ガイド料	自然ガイド、まち巡りガイドなど	
通訳費	外国語通訳者	
入館料 施設利用料	観光施設等の入館料、施設利用に係る 費用など	
その他	その他実施に必要と市長が認める経費	